
第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録(第 4 日)

平成 26 年 12 月 19 日 (金曜日)

議 事 日 程

平成 26 年 12 月 19 日 午前 9 時 30 分 開議

1 開議宣言

- 日程第 1 議案訂正の件について
- 日程第 2 議案第 130 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 131 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 132 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 133 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 134 号 新町まちづくりプランの変更について
- 日程第 7 議案第 135 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 8 議案第 136 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 9 議案第 137 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 138 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 139 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 140 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 13 議案第 141 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 142 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 143 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 144 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 発議案第 9 号 生産者米価下落対策を求める意見書の提出について
- 日程第 18 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 19 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 20 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 21 閉会中の継続調査について (広報常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 22 閉会中の継続調査について (議会基本条例調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 23 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	加藤紀之	2番	大原広巳
3番	大杖正彦	4番	遠藤幸子
5番	圓岡伸夫	6番	米本隆記
7番	大森正治	8番	杉谷洋一
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岩井美保子	14番	岡田聰
15番	西山富三郎	16番	野口俊明

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 提嶋護大

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森田増範	教育長 ……………	山根浩
副町長 ……………	小西正記		
教育次長兼学校教育課長 ……………			齋藤匠
総務課長 ……………	酒嶋宏	社会教育課長 ……………	手島千津夫
中山支所総合窓口課長 ……	杉本美鈴	幼児教育課長 ……………	林原幸雄
大山支所総合窓口課長 ……	門脇英之	企画情報課長 ……………	戸野隆弘
税務課長 ……………	野間一成	建設課長 ……………	野坂友晴
農林水産課長 ……………	山下一郎	農業委員会事務局長 ……	田中延明
水道課長 ……………	白石貴和	福祉介護課長 ……………	持田隆昌
観光商工課長 ……………	福留弘明	保健課長 ……………	後藤英紀
観光商工課参事 ……………	齋藤淳	人権推進課長 ……………	松田博明
地籍調査課長 ……………	野口尚登		

午前 9 時 35 分 開議宣言

○議長（野口 俊明君） そういたしますとこれから会議を始めたいと思います。

おはようございます。11月に開催いたしました議員と語る会におきまして、町民の皆様から多数のご意見・ご要望をいただきました。議会で取りまとめたものを昨日、町長に渡しました。町長の回答は、次回発行の議会だよりに掲載する予定でありますので、ご覧いただきますようにお知らせいたします。

12月定例会もいよいよ最終日となりました。本日は、議案の質疑・討論・採決を行ないます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案訂正の申出について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案訂正の件についてを議題とします。

今定例会に議案としてすでに上程いたしました議案第131号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、町長から議長に対して、議案の一部を訂正したい旨の申出がありましたので、議会の許可を求めるものであります。

また、議案第132号の提案説明におきまして、法律第67号を64号と誤って説明いたしましたので、67号に発言訂正をお願いしたいという申し出があります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第131号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、と議案第132号の説明について町長からの申出のとおり、議案の訂正と発言の訂正をを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって議案第131号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、町長から申出のあったとおり、議案の訂正と議案第132号の発言訂正を許可することに決定しました。

日程第2 議案第130号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第130号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長15番。

- 議長（野口 俊明君） 15 番、西山富三郎君。
- 議員（15 番 西山 富三郎君） 提案理由の説明では、国の基準に従っている、参酌に対し特に地域で変更することはないという説明でございました。一方国の基準を上回っても良い、参酌してもよいということもあります。この内容は、ご承知のように憲法 94 条では、自治体は国の法律を上回ってつくりできないということに対しては、どのような自治体の解釈になるんですか。地方分権、地方自治体の機能強化のためには、自治財政権、自治行政権、自治立法権がありますが、自治立法権の拡大の一部と考えていらっしゃるんですか、ご説明ください。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。
- 教育長（山根 浩君） 議長、教育長。
- 議長（野口 俊明君） 山根教育長。
- 教育長（山根 浩君） 難しいお言葉をいただきました。今回の家庭的保育事業の設備及び運営に定める条例につきましては、議員ご承知のように特に大都市で非常に待機児童が多くなってきておる。そのなかで、なんとかしなければならんという形で、家庭的、今まで認められていなかった 5 人以下の家庭的保育事業なども認めて、なんとか解消していこうという流れの中でございます。で、従うべき基準というのは、ご存じのようにこれは誰も従わなきゃならん。参酌すべき基準というのは、地方自治体が十分そのことを参考にし、状況を見た中で、結果としてであれば、地方の実情に応じて異なる内容を定めるということが、許容されるということだろうと思います。ですから、参酌すべきとありまして、大幅に下がるとかそういったことは、まず基本的にあってはならんだろうというふうに思っております。やっぱり従うべき基準にできるだけ近づけていく努力を地方自治体はすべきじゃないかなというふうに思っております。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。
- 議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） この 130 号、大変に問題のある文面だというふうに認識しておりますので、多岐に渡りますけどひとつずついきます。
- まず第 3 条です。括弧を外して読みますと、最低基準は家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児が明るくて、衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。となつて、文面の中で、保育士の資格が求められておりません。第 8 条の職員の一般的要件についても同じです。今年の 3 月には埼玉県でインターネ

ットを通じて知ったベビーシッターに預けられた 2 歳の男の子が亡くなるといういたましい事件も発生しましたが、家庭的保育事業といえども、小規模保育の A 型のように最低限保育士の資格を求めるべきではないでしょうか。

次に第 15 条の括弧内と 16 条、29 条を読みますと、給食は外部搬入でいいというふうに書いてあります。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べられる、またアレルギーにも対応しやすい自園方式を求めるべきではないでしょうか。

次に 17 条の 4 です。家庭的保育事業者等の職員の健康診断にあたっては、特に利用乳幼児の食事を調理するものにつき、綿密な注意を払わなければならないとあります。綿密な注意とは具体的に何を指すのかお聞きしたいと思います。

また、ここには調理員の方のことしか書いてありませんけど、普通の職員の方の健康診断は問題ないのかお聞きしたいと思います。

次に 22 条の 5 です。これを読みますと、園庭がなくても近くに公園があればいいと読めますけれども、先ほどの西山議員の質問にも関係しますけれども、大山町としては括弧内を削除されてはどうかと思います。これについてのお考えをお聞きします。

23 条の 2 です。家庭的保育者は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事・その他機関が行う研修を含む。）を終了したうんぬんとなっておりますけれども、いったい何時間程度の研修を予定されているのかお聞きしたいと思います。

27 条です。小規模保育事業 A B C とありますけども、大変に一般の方は分かりにくいことだろうと思いますけども、簡単に説明をお願いいたします。

28 条の中ほどに表がありますけども、この中に 4 階以上の階とあります。この条例のなかでは 29 条で満 1 歳以上、満 3 歳に満たない児童、おおむね 6 人に 1 人の職員配置です。先日も神戸市で高層マンションの火災がありましたけれども、もし万が一のことがあった場合、4 階以上の階からこれらの幼児を避難させることができるとお思いでしょうか。お聞きします。

29 条です。この条例のなかには触れてはありますが、最低限外部搬入をする事業所には、栄養士の配置を求めるべきではないでしょうか。

29 条の 2 です。31 条の 2 にも共通しますけども、現在鳥取県では 1 歳児は 4.5 人に 1 人になっています。この条例ではおおむね 6 人に 1 人になっていますけれども、これは保育所と同じ 4.5 人に 1 人の保育士の配置を求めるべきではないでしょうか。

29 条の 3 です。現在鳥取県では、3 歳児は 15 人に 1 人になっていると思いますけれども、この条例ではおおむね 20 人に 1 人になっています。これは町立の保育所と同じ 15 人に 1 人にすべきではないでしょうか。

31 条の 2 です。条例では、保育する職員の半分以上が保育士とするとなっておりますけれども、例えばすでにこの条例を設置された仙台市のように、例えば 3 分の 2 以上に改められるつもりはないのかお聞きします。

34 条です。31 条の 2 では、保育する職員の半分以上が保育士とするとなっておりましたけれども、ここではその文言もなくなりました。最低限複数人以上の保育士としての有資格者を求めるべきではないでしょうか。

39 条です。37 条の 1 で居宅訪問型保育事業は、障害疾病等の程度を勘案して、集団的保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育とうたってありますけれども、であるのなら職員については最低限それなりの経験知識をもった保育士としての有資格者を求めるべきではないでしょうか。

43 条です。42 条で利用定員を 60 人以上もあると定めているので、最低限 31 人以上の事業者には、調乳や沐浴の設備を括弧 1 のなかに盛り込むべきではないでしょうか。

以上について、多岐に渡りましたけれども答弁をお願いしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） たくさんのご質問いただきました。後程、個々につきましては担当課長よりお答えさせていただこうと思っておりますけれども、最初に申し上げておきたいことは、この条例は、言いましたように、平成 24 年 8 月に日本の子ども子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども子育て支援法ができた。で、最初に西山議員さんの質問にもお答えいたしましたけれども、待機児童がたくさん大都市におる。で、その中でなんとか解決していかなければならん。という流れの中からでてきたものでございます。法律ですので、しかも地域型保育事業というのは、ご存じのように新しく、小規模保育、6 人以上 19 人以下の小規模保育でありますとか、5 人以下の子どもでもあずけますよ。そこまで門戸を広げてなんとかしましようというのが、大都市の状況だろうと思っております。大山町で翻って見ますと、まずそういうことは今のところ民間事業者の方が入ってこられることはあるかも分かりませんが、そのために今、町として認可の権限が町に下りてまいりますので、そのためにこの条例を制定しているものでございます。そういう意味でですね、まず考えていただきたいということと、個々のことにつきましては、幼児教育課長から申し上げます。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 失礼いたします。それではそれぞれについて、お答えをさせていただきます。

まずはじめのご質問ですが、家庭的保育事業とは先ほど教育長が申しましたが、小規模保育、事業所内保育などを含めた地域型保育事業としております。地域型保育は既存

の様々な事業形態からの移行を念頭におきまして、認定基準を設定しております。家庭的保育事業はこれまでも一部で実施されてきており、新制度では市町村の許可事業として、児童福祉法に位置付けられたものでございます。ご質問の家庭的保育者の資格については、従前より保育士のほか、保育士資格を有しないものについても、一定の研修を受講し、市町村が適当と認めたものは家庭的保育者としてとされており、新たに示された厚労省令でも同様な基準が示されておりますので、本町では同一の基準を定めるものでございます。

次に第 15 条についてですが、外部搬入ですけれども、乳幼児に食事を提供するには、施設内で調理する方法を原則としておりますが、家庭的保育事業所が小規模な事業所であることをかんがみまして、特例として栄養士による指導を受けられる体制やアレルギーなどへの対応に適切に応じるなどの規定を満たすことを条件に、搬入施設からの食事を搬入する方法を可能としております。

次に 17 条です。調理をする職員につきましても、衛生管理の観点から特に注意を払わなければなりません。調理をする職員及び乳児担当の職員については、現在行っております、保育所で行っております月 1 回の細菌検査、その他の職員については、年 2 回の細菌検査と同程度の実施を想定しております。

次に第 22 条です。園庭のことにつきまして、園庭に関しましては同一敷地内に適当な広さの庭を求めますが、先ほども申しましたように、家庭的保育が小規模な事業であることから、他の公的施設の敷地、その他の付近の代替え地でも可能としているものであります。

次に 23 条で、研修の関係でございます。すべての家庭的保育者及び家庭的保育補助者は基礎研修を修了することが必要となっております。研修の内容については、現行制度で行われている内容を基本としながら、今後実施体制も含めて国から示されることになっております。まず、現行行われている基礎研修ですけれども、すべての保育者につきましても、講義などを 21 時間、実習 2 日以上研修を行うようになっております。さらに、資格のない者については、認定研修として、1 年以上経験のあるものについては講義が 40 時間、保育実習 48 時間の計 88 時間。経験のない者および経験 1 年未満のものは、講義などが 40 時間、保育実習として、これは 3 歳未満児を中心としてクラスの実習を 48 時間、保育所等での実習を 20 日間行うこととなっております。

次に職員の配置基準であります。すみません、次に第 27 条の小規模保育事業の A B C でございますが、これは冒頭にも述べました通りさまざまな形態から新制度への円滑に移行できるようまず、保育所に近い、まあいってみれば保育所の分園のような A 型。それから先ほど述べました家庭的保育、これは 6 人から 10 人までのグループ型小規模保育、今まで行われたそういう形態に近い C 型。そして中間的な B 型の 3 タイプを設けておるところです。A 型はほぼ保育所と同様の基準でありまして、B 型については今ま

で行われていた自治体独自の保育事業やへき地保育所からの移行を念頭にしておりました、保育士の割合を2分の1以上としておるところであります。C型については現行の事業からの移行をふまえて先ほど申しました家庭的保育事業と同様の基準としております。

またA型B型については、職員の配置基準より1人多く職員を配置することを求めています、事業規模に関わらず最低2人の保育従事者が確保されるようにしております。従いまして、2階以上に設置する場合の避難というものにつきましても対応できるものと考えているところでございます。

29条であります、栄養士については本条例の第16条で外部搬入をする家庭的保育事業者等は町の栄養士により指導を受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われることを求めています、小規模保育事業所A型についても同様と考えております。

次29条の2です。職員の配置基準ですが、1歳児にはこの条例では6人に1人としております。この基準は、鳥取県も国と同じ6人に1人という基準を設けております。この4.5人に1人というものは、県の低年齢児等受入保育所保育士特別配置事業という事業によりまして、4.5人に1人の保育士を配置している施設について補助を行うものであり、配置基準とはとらえておりません。

29条の3の3歳児の15人に1人についても、同様の考え方であります。

それから、第31条の2の小規模保育事業所B型の基準ですが、先ほどお答えしたとおりであります。

次に34条の小規模保育事業所C型の基準であります、これも家庭的保育に近いものでありまして、冒頭お答えしたとおりでございます。

それから第39条です。居宅訪問型保育事業ですけれども、これは児童の居宅で1対1の保育を実施するものでありまして、対象は議員がおっしゃる通りですが、職員の配置につきましても同じように家庭的保育事業と同様と考えているところです。

次に第43条です。第42条から事業所内保育事業の基準を定めております。定員が20人以上の施設は保育所型とされておりまして、保育所の基準と同様でございます。議員ご質問の調乳室や沐浴室については、保育所最低基準にも定められておらず、国の通知により努力義務とされていますので、本条例では盛り込んでおりません。

以上であります。

○議長（野口 俊明君） いいですか。いいですか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 特に思ったのはですね、いろいろそういう答弁だろうなとは予想はしておりましたけれども、実際大山町ではなかなか該当しない案件が多岐に渡

るというふうに思っております。ただ、本当にこれが大阪市です、大阪市はこれまで保育士の方の現場の努力で特に1歳については5対1ということで保育が進んできた現実があるわけですが、この新制度をふまえ国と同じ6人に1人にするというので、討論のなかでも触れたいと思いますけども、児童福祉法の中ですべて児童は等しくその生活を保障されなければならない、そういうふう書いてあるわけです。等しく、ここを研修にも行ってきましたけれども、ここをすごく強調されるわけですね。町立の保育所に通う子どもたちとそういう施設に通う子どもたちが、なら本当に一緒なのかということやはり、そうやって片や4.5対1であり、片や6対1だと、そういうことではいけないというふうに思うんです。

そういったなかで、ここに先ほど質疑の中で上げたものについては、もうすでに決められた自治体でそういうふうに乗せをして制定をされたという情報をつかんでいたものですから、それを元にしてこの原稿を作ったわけですが、そういうふうになおすべきではないかと思っておりますけども、それについて聞きたい、それが1点とですね、17条の4で細菌の検査、実際調理をされる方については、便の検査をされているだろうと思っておりますけども、それについて、再度もう一度だけ確認をさせてください。

以上です。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 議案の変更の考えはということでご質問がございました。考えは持っておりません。
- 幼児教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児教育課長。
- 議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。
- 幼児教育課長（林原 幸雄君） 調理をする職員の細菌検査のことでよろしいでしょうか。調理をする職員および乳児担当の職員については毎月1回検査をしておりますし、他の職員につきましても、年2回の検査を行っているということであります。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。
- 議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。
- 議長（野口 俊明君） 14番、岡田聡君。
- 議員（14番 岡田 聡君） 議案130、131、132号すべてに関連すると思われそうですが、2つほど質問いたします。今回の子ども子育て新システム関連3法案ということで、子ども子育て支援法案とそれから総合こども園法案それから3つ目関係法律の関係整備法案というものが同時に制定されまして、3法案の趣旨として、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども子育て支援関連の制度、財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るという趣旨

が改正されていますけれども、財源を一元化して新しい仕組みを構築するという文言も入っていますが、これ具体的に何か変わるところがあるでしょうか。説明をお願いします。

それから、関連3法案として総合こども園法案というのも施行されております。この中で、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設するというので、将来的に保育所については一定期間、公立は10年、私立3年後にすべて総合こども園に移行するというような文言も入っているようですが、この点についてはどう変わっていくものでしょうか。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 担当よりお答えをさせていただきます。

○教育長(山根 浩君) 議長、教育長。

○議長(野口 俊明君) 山根教育長。

○教育長(山根 浩君) 財源はということでございました。これが内閣府、文部科学省、厚生労働省が出しておりますすくすくジャパン、今岡田議員さんがおっしゃられた、子どもたちが健やかに大きくなっていくための今回の法律のある面でのパンフレットでございます。(資料の提示あり)

そこの中にもありますように、子ども子育て支援制度が平成27年4月に本格スタートします。この新制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から毎年7千億円程度が充てられることになりました。貴重な財源を子ども子育て支援のために効果的に活用していきますとありますけれども、10%が延期になりましたので、これがどうなるかというの、またひとつの財源の問題が出てくるだろうと。ま、これからだろうと思っています、正直言います。それから総合こども園になるという趣旨という形だろうと思えますけれども、今は認定こども園と幼稚園と保育所というのが、3歳児以上を含めてあるわけですが、大山町の場合は保育所で幼稚園の機能も併せ持った形でやっついこうというのでやっていますし、ご存じのように新聞をにぎわしておりますけれども、認定こども園は内閣府が担当するわけですが、認定こども園になると今までもらわれておった、今の旧制度でもらわれておった補助金とかそういったものが、認定こども園になってくると、大きな認定こども園ほど1年間に2,000万も3,000万も少なくなってくるということが現実に出てまいりまして、認定こども園を返上して、もういっぺん元に戻るといような動きもある。それは困るといような形で今内閣府でも検討されているようですけれども、大山町の場合は今のところ保育園で皆さん方のご支援をいただいて立派に施設も完備してまいりましたし、職員のみなさんも一生懸命頑張っておられますので、そういった方向でやっていきたいというふうに思います。以上でございます。

- 議長(野口 俊明君) いいですか。他に質疑ありませんか。
- 議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。
- 議長(野口 俊明君) 7番、大森正治君。
- 議員(7番 大森 正治君) 第28条に関連しますけれども、先ほど圓岡議員のほうからたくさん質問がある中で、そこの建築基準の中身に触れる質問があったわけですが、4階以上についての質疑だったんですが、素朴な疑問としまして、これ乳幼児の安全を考えたら、いざという時に避難する場合に、2階以上というのはふつう考えられないなというふうに私は思っていたんですけれども、今実態を見ましても、すべて保育所は1階ですよ、県内、少なくとも大山町は。他にも2階にもあるというのは私も聞いたことあるんですけど、あんまりないように思うんですよ。それを何かそれ以上も想定したこういう条例になっているんですけども、じゃあ大山町ではこれも認めるのかということになりますよね。やはり、安全のことを考えたら1階でというふうなことを前提にすべきだと。ということは、ここの条文は不必要じゃないかというふうに私考えるんですけどもね、素朴な疑問としてありますが、どう考えでしょうか。
- 町長(森田 増範君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 森田町長。
- 町長(森田 増範君) 担当よりお答えさせていただきます。
- 教育長(山根 浩君) 議長、教育長。
- 議長(野口 俊明君) 山根教育長。
- 教育長(山根 浩君) 28条を見てやっていただくと分かりますけれども、小規模保育事業者A型を行う事業所の設備の基準はということになります。これは、民間の方が保育事業に参入されるときのことを考えて国も基準を出しております。それに大山町ものったということです。現実には大山町ではおっしゃるとおり4階で保育をされるということはないかと思えますけれども、一応条例としてきちんと入れておくということを鳥取県中だいたいどこも入れております。ということです。
- 議員(7番 大森 正治君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 大森正治君。
- 議員(7番 大森 正治君) それは分かります。全国の基準ということですが、将来ですね、大山町今現在はないわけですが、これからもあつてはならないと私は思うんですよ。でもいつ民間のほうで、そういう何階建てかの、2階3階4階でしたいというふうな業者が現れるかも分かりません。それに備えての条例だろうと思いますから、そのことを考えた時に、これはちょっとおかしいじゃないかな、やっぱり大山町はそういう安全性を重視するならば、そういう民間の業者はだめだというふうにしておかなければならないんじゃないかと。これを認めるということは、いいですよと2階以上の保育所、小規模事業A型のように19人まで認める。大人数入るということも想定し

なければならぬわけですから、そういう 19 人に近い子どもたちが、もしできたとしたときに、避難が可能だろうかと非常に危惧するわけです。ですからこの基準そのものが条例の中に盛ること自体が問題じゃないかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) 議長、幼児教育課長。

○議長(野口 俊明君) 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) この基準につきましては、子ども子育て支援法の中で、これからまあ作らないけませんけども、支援計画というものを作ることになっております。その中で、いくつかのその支援事業の中に、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業というものもしなければならなくなっております。それは端的に言えば、民間事業者の参入を促すということでございます。で、そういうためにこの基準を作ったわけですが、その中でやはり多様な業者が入ってくる中で、この施設を必ずしもみんな新設をすとか、いうものばかりではないと思っております。例えば貸与、賃貸をしながらその施設で行うとかいうこともありますし、都市部におきましては例えばマンションの1室であったりとか、そういうことが想定されますので、基準としては、国が考える基準としてはこういう基準もあるなど。それと本町におきましても将来的にそういう基準に、そういう形態の施設を設ける可能性もあるということで、この基準を設けているものであります。以上です。

○議員(7番 大森 正治君) はい。

○議長(野口 俊明君) 大森正治君。

○議員(7番 大森 正治君) では確認ですが、大山町においてはこれからそういう2階以上で保育する事業も認めるということになるわけですね。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 28条にもたぶん目をしっかり通してもらっていると思っておりますけども、表が2階3階4階以上の階という、ここにいろんな項目がございます。それぞれ避難用であるとか、常用であるとかいろいろな項目が掲げられているわけございまして、国においてもそうした安全性ということも含めて、ここにこうした同表の右の欄に掲げる施設または設備が1つ以上設けられていることと明記をされ、安全性といったことについても議員ご心配の件についてここに掲載されているという具合に承知をいたしているところであります。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番、圓岡伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) この議案第130号に反対をいたします。児童福祉法では第1条、すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれかつ育成されるよう努めなければならない。2で、すべて児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない。第2条、国及び地方公共団体は児童の保護者と共に、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。第3条、前2条に規定するところは児童の福祉を保障するための原理であり、この原理はすべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。とこうあります。ところが、例えば1歳児を例にとれば、現在大山町では、子ども4.5人に職員1人で保育をしておられます。そうですね。

ところがこの条例を見ますと小規模保育では、同じ1歳児を子ども6人に職員1人で保育することになります。東日本大震災での保育所や保育士の対応、最近あった高層マンションでの火災、埼玉県であった自称保育士の男性が預かっていた子どもを虐待のうえ死体を遺棄した事件、1歳児の6対1での保育や、4回以上での保育事業、家庭的保育や小規模保育のC型など研修のみで保育できること。これらは児童福祉法の精神に反するものだと思いますので、この議案に反対をいたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第130号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第131号

○議長(野口 俊明君) 日程第3、議案第131号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番、圓岡伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 第5条、3行目右に教育保育の選択に資すると認められる重要項目を記した文書を配布して説明を行いというふうになっています。5月に公表さ

れた公正取引委員会の資料によりますと全国 430 の自治体の調査で、保育所の定員や開所時間といった基本的な情報はおよそ 80%の自治体が提供していましたが、利用者が保育サービスの質を知るのに重要な情報となる保育士の数は 12%に留まっていて、保育士の経験年数はわずか 0.5%の自治体しか提供していなかったそうです。こうした結果をふまえ、公正取引委員会では自治体に対して保育所に外部の第三者機関による評価を促し、その結果を分かりやすく公表することなどを検討すべきだと指摘しておりますけれども、先ほどありました重要項目を記した文書の中に保育士の数やその経験年数まで今後盛り込まれるのかお聞きしたいと思います。

それから 21 条の 3 です。特定教育保育施設は職員の質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならないというふうになっています。これまで私が受けてきた研修の中で事例とされたある民間保育所では、年間研修費が 5 万円ほどしかなかったような発表がありましたけれども、この際研修の機会を確保ではなく、職員の質の向上のためには、研修を受けさせなければならないぐらいの表現に改めるべきではないかと思えますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 担当より答えさせていただきます。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) 議長、幼児教育課長。

○議長(野口 俊明君) 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長(林原 幸雄君) それでは、圓岡議員の最初の質問ですけれども、第 5 条につきましては、保護者に説明を行ったうえで合意を得ることが規定されております。その説明する内容ですけれども、本条例の第 20 条で教育保育の内容、職員の職種、員数および職務の内容、利用者負担額等、利用定員、緊急の対応などの運営規定を明確にして事業を行うことを定めておりますので、これを説明し同意を得るものというふうに考えております。この中で議員ご質問の保育士の数や経験年数につきましては、国は特に盛り込まなければならないと規定してはおりません。特に特定教育保育施設におきましては、直接保育にあたる保育者は有資格者とされておりまして、経験年数によって保育の内容に良し悪しが生じないように、研修等を行い、保育の質の向上を努めることとされておりまして、この基準で適当ではないかというふうに思っております。

次に職員の研修を受けさせなければならないという表現にすべきではないかということですが、条文の研修の機会を確保しなければならないという条文は議員がおっしゃっておられる意味と同様であると考えております。以上です。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 圓岡伸夫君。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) この文章がですね、21 条の 3 の方ですけれども、この文章で

そういうふうにとっていただけるのなら本当にありがたいなというふうに思います。ところが実際先行している、先ほども言いましたけれども、保育所ではですね、それが要はチャンスを与える、だから受ける受けないは職員の勝手だというふうな解釈をされてる自治体もあるようです。そういう意味では日本語というのは非常に難しい僕は言葉だと思いますけれど、これしかよう使いませんので一生懸命使うわけですが、誰が読んでもそういうふうにはしか理解できないような文言にすべきだと思いますけれども、再度考えをお聞きしたいと思います。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 変更は考えておりません。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 131 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第 131 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 132 号

○議長(野口 俊明君) 日程第 4、議案第 132 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(15 番 西山 富三郎君) 議長、15 番。

○議長(野口 俊明君) 15 番、西山富三郎君。

○議員(15 番 西山 富三郎君) ガイドラインでしかなかったのが、条例になります。4 条の 2 項のところをちょっと聞きたいと思いますが。一人一人の人格を尊重してという素晴らしい文言があります。子どもの人格とはどういうことですか。分かりやすくご説明ください。

○町長(森田 増範君) 議長。

- 議長(野口 俊明君) 森田町長。
- 町長(森田 増範君) 担当よりお答えをさせていただきます。
- 教育長(山根 浩君) 議長、教育長。
- 議長(野口 俊明君) 山根教育長。
- 教育長(山根 浩君) 非常に難しいお話をいただきましたけれども、ここに書いてありますように人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、やっぱり子どもたちもいろんな子どもたちがおりますし、いろんな個性を持った子どもたちもおりますし、それぞれ得意な面、不得手な面、仲間と協調することができる子ども、なかなか協調できにくい子ども、いろんな子どもがあると思いますけれども、その子どもたちの一人一人の個性を尊重してやっていくというふうに捉えたらいいのではないかというふうに考えております。
- 議員(15 番 西山 富三郎君) 議長、15 番。
- 議長(野口 俊明君) 西山富三郎君。
- 議員(15 番 西山 富三郎君) このフレーズは非常に素晴らしいと思うですよ。一人一人の人格。この一人一人ということはすばらしい。この一人一人ということをですね、個人個人と解釈していいですか。
- 教育長(山根 浩君) 議長、教育長。
- 議長(野口 俊明君) 山根教育長。
- 教育長(山根 浩君) 広義にはそのように考えていただいて結構だろうと思います。
- 議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 132 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第 132 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 133 号

- 議長(野口 俊明君) 日程第 5、議案第 133 号 大山町営住宅条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番、圓岡伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 提案説明で3月に解体という説明があったかというふうに思います。議員の一人として自らを戒める意味でも聞きたいと思いますけれども、この一部を改正する条例が今議会に提案された理由をお聞きしたいと思います。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 担当よりお答えをさせていただきます。

○建設課長(野坂 友晴君) 議長、建設課長。

○議長(野口 俊明君) 野坂建設課長。

○建設課長(野坂 友晴君) はい。提案どおり、提案理由でも町長のほうから申し上げておりますが、確かに3月に取り壊しということで、今回上程させていただいたことにつきましては、事務処理の遅延により今回あげさせていただいたということでございます。

○議長(野口 俊明君) いいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第133号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第134号

○議長(野口 俊明君) 日程第6、議案第134号 新町まちづくりプランの変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 134 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 134 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 135 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 7、議案第 135 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更
についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 135 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 135 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 136 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、議案第 136 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予
算（第 8 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 17 ページ社会福祉総務費の工事請負費 24 万 5,000 円の減額ですけれども、これ私の記憶の間違いかもしれませんが、名和診療所のエアコン工事費でよかったですでしょうか。

それから 19 ページ、母子福祉費の扶助費、ひとり親家庭生徒小中学校入学支度金が 13 万円減額になっていますけれども、理由をお聞きしたいと思います。

23 ページ、農業振興費の補助金及び交付金の新規就農者総合支援事業補助金 600 万円の減額と、鳥取発 6 次産業化総合支援事業補助金 165 万 5,000 円の増額について説明をお願いいたします。

25 ページ、水産業費の漁業担い手育成研修事業補助金 106 万 5,000 円と漁業雇用促進対策事業補助金 253 万 6,000 円を当初予算から全額落とされた理由をお聞きしたいと思います。

27 ページ、観光費の負担金補助及び交付金の街並み協議会活動補助金 1,300 万円の減額ですけれども、当初予算から全額落とされた理由をお聞きしたいと思います。

28 ページ、工事請負費です。町道一の谷赤松線 290 万円と荘田長田線 460 万円、退休寺線 280 万円の追加です。当初予算から見ますと、町道一の谷赤松線は 18%増、退休寺線は約 20%、荘田長田線に至っては当初予算 500 万円に対して今回 460 万円の増額です。3 工事の説明とともに、これからいわば厳冬期にむけての施工になりますけれども、土工事など土の凍結やコンクリート 2 次製品での目地の凍結など品質低下の恐れを防ぐために早期の追加発注が出来なかったのかお聞きしたいと思います。

その下の公有財産購入費の町道退休寺線です。235 万円の減額ですけれども当初予算は 590 万円でしたので約 40%の減額ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

その下の補償補てん及び賠償金です。3 路線計上されておりますけれども、そのうちの町道一の谷赤松線と退休寺線についてお聞きします。一の谷赤松線は当初予算 400 万円に対し 290 万円の減額、退休寺線は当初予算 60 万円に対して 45 万円の減額で、ともに当初予算と比較しますと 70%以上の減額補正ですけれども、減額の理由をお聞きしたいと思います。

それから 31 ページ、教育振興費の需用費の自動車修繕料 200 万円の説明をお願いいたします。

33 ページ、社会福祉総務費の需用費の食糧費の子ども会女性団体リーダー研修会で 15 万円の減額ですけれども、当初予算を見ますと 20 万円でした。減額の理由をお聞きしたいと思います。

34 ページ、文化財費の賃金の試掘調査事業(町内開発) 900 万円減額ですけれども、当初予算は 1,788 万 7,000 円でした。約 50%の減額ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

35 ページ、文化財費の役務費の手数料の退休寺第 1 遺跡発掘調査事業、70 万円の減

額です。当初予算は 74 万 4,000 円ですから、執行率わずか 6%ほどですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

35 ページ、文化財費、委託料の自然科学分析委託料 60 万 8,000 円の増額です。当初は 6 万 3,000 円ですから 10 倍近い増額補正ですけれども理由をお聞きしたいと思います。

その下の使用料及び賃借料の試掘調査事業（町内開発）借り上げ料 340 万円の減額です。当初予算は 582 万円ですから、執行率 41.6%ですけれども、理由をお聞きしたいと思います。

その下の負担金補助及び交付金の町指定文化財名和公屋敷跡等管理補助金 18 万 5,000 円と町並み保存事業補助金 20 万円が新たに計上された理由をお聞きしたいと思います。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 補正予算につきまして、それぞれ担当より述べさせていただきます。

○福祉介護課長(持田 隆昌君) 議長、福祉介護課長。

○議長(野口 俊明君) 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長(持田 隆昌君) 圓岡議員のご質問にお答えいたします。17 ページの工事請負費の減額は、圓岡議員お見込みのとおりでございます、6 社入札によります、入札減による減額補正でございます。

それから 19 ページひとり親家庭児童生徒小中学校入学支度金でございますけれども、当初私どもでは 14 名程度該当がいらっしゃるのではないかと、またこちらの漏れがあっただけではないということで若干多めで 20 名分で 20 万円組ませていただきましたが、実質は 7 名しかありませんでしたので、確定しましたのでこの度減額をさせていただくということでございます。以上です。

○農林水産課長(山下 一郎君) 議長、農林水産課長。

○議長(野口 俊明君) 山下農林水産課長。

○農林水産課長(山下 一郎君) まず 23 ページの新規就農者総合支援事業の 600 万円の減額でございます。これは当初 10 名分を予算化をしておりましたけれども、実際の給付の対象になった方が 6 名ということになりましたので、不要額の 600 万円を減額をしております。

続きまして、鳥取発 6 次産業化総合支援事業の増額でございます。これにつきましては、新たに 6 次産業化に取り組む団体の申請がありまして、その部分につきまして今回追加で 165 万 5,000 円を補正をさせていただいているところでございます。

続きまして 25 ページ、漁業関係の新規の就業ということで、漁業関係者の方 2 名分

をそれぞれ予算化をしておりましたけれども、本年度につきましてはこの事業を使つての研修の希望者がなかったということでございます。

ちなみに国事業を利用された方が2名今現在あるということでございますので、そういったことでこの事業の使用の見込みがないということになったので、この度減額をしております。以上です。

○観光商工課長(福留 弘明君) 議長、観光商工課長。

○議長(野口 俊明君) 福留観光商工課長。

○観光商工課長(福留 弘明君) 失礼いたします。観光費でございます。街並み協議会活動補助金の減額の理由でございますが、この事業は街並み環境整備事業の中の旅館等の事業者の建物の外観を統一化をはかる事業でございます。当初4件の事業実施を予定しておりましたが、国の補助金配分が秋までずれ込みました関係で大山でございますので、実質的に事業の実施が不可能ということで、来年度に繰り延べるために、今年度の予算を減額補正をお願いするものであります。以上です。

○建設課長(野坂 友晴君) 議長、建設課長。

○議長(野口 俊明君) 野坂建設課長。

○建設課長(野坂 友晴君) はい。失礼します。土木費につきましてご質問いただきました。3路線でございます。路線ごとにご説明をさせていただきたいと思っております。

一の谷赤松線でございますが、こちらにつきましては、電柱移転を支障移転の予定でございましたが、中電等と詳細な打ち合わせのうえ、必要ないということとなりましたために減額をしたものを、工事進ちょくのために工事請負費に回させていただいたところでございます。

莊田長田線につきましては、議員お尋ねにはなりませんでしたが、JRの点検料が防災安全のメニューで発注しておりましたが、こちらの方も精査の結果減額となりましたので、工事進ちょくのために工事請負費に回させていただいたところでございます。

退休寺線でございますが、用地及び移転補償につきましては、関係者の相続関係の書類が年度内に整わないということが分かりましたために、急遽今回工事請負費の方に同額を回させていただいたということでございます。

最後に、議員ご心配の工事の方は支障はないかということでございますが、いずれも議員ご心配のコンクリート構造物等はございませんので、十分に良質な工事が出るものと考えておるところでございます。

以上です。

○教育次長(齋藤 匠君) 議長、教育次長。

○議長(野口 俊明君) 齋藤教育次長。

○教育次長(齋藤 匠君) 自動車修繕料の増額についてのご質問にお答えします。実は修繕料、スクールバス12台学校教育課で保有しておりますが、そのうちの数台が今年度

修繕の費用が嵩んでいる状況がございます。特に9年目、購入してから9年になります1台のバスがですね、昨年度は年間通じての修繕料が30万円弱ぐらいだったものが既に120万円を超えるような修繕がありました。内容としては大きなものとしては、エンジンターボの故障47万円、それからダンパーの故障ということで約38万円、それからシリンダーヘッド19万円、燃料漏れ15万円というようなそのほかにも小修繕もありませんで嵩んでおります。また他の車につきましても約10年目を迎えるものでですね、様々な故障が見つかって修繕ということで、昨年度の実績から今後必要な車検等の経費、それから昨年度この時期以降に実際に行われた修繕料等を勘案しまして、この度200万円の増額をお願いしたところでございます。以上です。

○社会教育課長(手島 千津夫君) 議長、社会教育課長。

○議長(野口 俊明君) 手島社会教育課長。

○社会教育課長(手島 千津夫君) ご質問いただきました中から順番にお答えいたします。まず、33ページでございます。上段にあります社会教育総務費の中で、子ども会女性団体リーダー研修会の15万円の減、食糧費の減でございます。夏休みに入ってからということでございましたけれども、大山青年の家を会場にいたしました形での2泊3日の研修を考えておりました。ちょうど台風とかち合ってしまったということも含めて、それを1泊2日にし、さらに人数を30名以上予定しておったところが、10名ほどになりというようなことでの減少になったという中身でございます。

はぐりまして、文化財費のほう34ページの下段です。試掘調査事業のほうがですね、大きな金額を予算でいただきましたのに、この度900万円の減額をさせていただいたという中身でございます。このことはご質問いただきました、その他の部分、35ページの使用料及び賃借料の340万円の減、そしてその他関係しますもののへんもあるんですけども、これは実は上大山第1遺跡という3,000平米以上の大きな発掘調査、これは全掘調査だったんですけども、これを行うにあたりまして、想定をしておったものですね、かなり遺構の面積、遺構の密度がかなり浅かったと。もつともつと遺構というものが広くつながっているんじゃないかという想定をしておったんですけども、点々とあるような遺構であったということが確認できましたときに、どうしても掘る内容的なものがある程度荒くできます。そのような形の部分ではかれたことによりまして、時間も短縮し、そしてまた掘る形の面積の方も限ることができたということもございまして、このような圧縮できたという中身の減額でございます。それから退休寺第1遺跡の減額70万、役務費の減額ですけど、実は退休寺遺跡の方は、上大山遺跡の方と並行して行うつもりだったんですけども、なかなか人的な配置もできなかったということもございまして、今現在かかっております。その中で、担当課、建設課のほうとの調整もできまして、これから想定します中身の方の調整のうえで、当初かかると思っておりましたものが、どうにか減少できるんじゃないかということの想定の上で、今回減をさせて

いただいた、あるいは当初年度中に完成というものが、年度を越しての繰り越しという格好になりそうな状況もあるということでございまして、無理をする形の部分でない形でせざるを得ないじゃないかという想定をしたうえでの 70 万の減額になったということでございます。それから 19 番の負担金補助及び交付金のところでございます。町指定の文化財名和公屋敷跡の管理補助金、これは名和地区特に坪田にあります名和公屋敷跡、これは町の文化財でございますけれども、ここの中がかなりなかなか清掃等、あるいはしっかりした形で見ていただくという部分で、かなり荒れた部分がございまして、そこを所有者の方のほうから申し出がありまして、しっかりと整備したいという申し出がございました。そのほうの一部を補助させていただくという中身でございます。それから町並み保存事業補助金、これは昨年末に指定いただきました、国の重伝建になりました所子地区の所子重要伝統的建造物群保存地区ですけれども、ここを今保存会というものが立ち上がりました。これは地元の方が、一緒になられてどうにか重伝建の地区をみんなで守っていこうという形で立ち上がりました。そこについて、以前からどうにか、どういう形でか補助をしながらその活動を応援したいという思いがあったんですけども、財政等とずっと綿密に詰めてきまして、この度やっとそれを詰めまして、様々な保存会が行う事業、歴史文化の継承や全国の町並み保存会との交流、あるいは情報発信、安全対策等に使われる金額についての補助を行っていこうということで、この度あげさせていただいたという中身でございます。以上でございます。

すみません。ひとつ落としております。委託料の中にですね、60 万 8,000 円という新たな増額のものでございました。先ほど申し上げました、上大山第 1 遺跡の発掘現場の方で、焼失住居跡の出土灰といいますか、出土炭化物が出ました。これがですね、やっぱり時代の測定あるいは樹種同定という形の検査が必要になりまして、それを緊急に行わなければならないということで、緊急にあげさせてもらったものでございます。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） ひとつだけちょっと確認をさせていただきたいと思えますけれども、退休寺第 1 遺跡の発掘調査ですね、残り 70 万の減額ですからあと 4 万 4,000 円しかないですけども、それで要は年度内は大丈夫だということで間違いのないですね。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 手島社会教育課長。

○社会教育課長（手島 千津夫君） 今議員がおっしゃられたとおりでございまして、この手数料といいますものは、当初想定しておったもののあたりのものが、かなり発掘調

査が終わった後等にまた使うという予定にしておったんですけども、それがどう考えてみても、この年度中にの利用が難しくなったという想定のもので減らしてもらったものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 14 番。

○議長（野口 俊明君） 14 番、岡田聰君。

○議員（14 番 岡田 聰君） 21 ページの民生費、保育所費、庄内保育所駐車場工事 240 万円、これまあ他の保育所に比べて駐車場が非常に少ないんですが、具体的な場所、土地を購入して作られると思いますが、詳しい説明と、私も外孫事情で、6 か月ほどあそこで預かっていただいた経緯がございまして、よく送迎しておりました。非常にあそこは道路で子どもたちを降ろして、保育所に連れて行く、迎えもそんな感じで、非常に交通量の多いところで、安全性に問題があると前々から痛切に感じておりましたが、そこらへんも十分に考慮して児童の送迎に安全面で十分に配慮した駐車場設置をお願いしたいと思います。

それから、22 ページの塵芥処理費、工事請負費、焼却施設修繕工事 2,155 万 4,000 円、これ結構な額ですが、内容と当初想定されなかったのか、その点 2 点お願いいたします。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 幼児教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児教育課長。

○幼児教育課長（林原 幸雄君） 庄内保育所の駐車場工事についてお答えいたします。

この庄内保育所の駐車場ですけども、この度山村文珠領線の町道拡幅の工事につきまして、保育所の東側プール側の方に駐車場を設けておりましたが、そのところが狭くなりまして、今まで 8 台程度停まっていたんですけど、半数程度しか停まらないじゃないかということと、それから県道との交差点の近くに町道の敷地部分で使われていないところを駐車場的な形態として車を停めさせていただいておりましたが、今度道路として使われるということで、そこに車を停めることができなくなったということもありまして、それらの車の置き場所、特に保護者の送迎に使えるスペースを確保しなければならないということで、保育所の西側の現在玄関がありますが、玄関のところから南側のほうの園庭の一部を駐車場の方に整備をして、約 8 台程度の車が停まれるように整備をするものであります。職員につきましては旧庄内保育所の跡地の方も若干の整備をしていただきまして、そちらのほうに職員の車の方は駐車するようにしているところです。以上です。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 塵芥処理費の工事請負費、焼却施設の修繕工事につい

てご説明を申し上げます。名和クリーンセンターの修繕工事のことでございまして、名和クリーンセンターの修繕につきましては、毎年点検を行いまして施設の状況を見まして、それによりまして修繕の工事を補正をして行うといったようなことで、来ております。本年度も7月にその点検を行いました結果、このほど2,100万ほどの補正予算ですが、修繕工事の内容としましては、排出設備、具体的には炉の中で灰が出るわけなんですけども、その灰を外に排出するためのコンベアの一部を修繕する、それから排出ガスの設備といったようなことで、今回修繕をする予定で補正予算の方を計上させていただいております。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 点検でということお話でございました。これもっと前もってこういうところは修繕せないけんという分りそうな感じがするんですが、点検してみても初めて補正予算で組まんとだめなのか、最初の当初の予算でなんか組めそうな感じがするんですが、どうでしょうか。

○住民生活課長（森田 典子君） 住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 焼却施設ですけれども、毎日焼却処理を行って稼働しておる状況でございます。点検をした時に本来ですと他にも劣化をしておる部分もございましてけれども、なにぶん特殊な施設だということで、費用の方も大きな修繕を、大きな費用で修繕といったようなことになります。町の方の財政的な面を考慮しまして、喫緊の、急いで修繕を必要とするといったようなところに集中しまして、補正予算を計上して対応しているといった状況でございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 最初の、保育園の庄内保育所の駐車場の件ですが、道路工事の関連でなるわけですが、道路幅で駐車場が狭くなった点もあるんですが、そこらへんの例えば道路改良費から出す、補償する分もあっていいんじゃないかと思いますが、そこらへんはどうでしょうか。

○建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。

○議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。

○建設課長（野坂 友晴君） はい。道路改良費でというお尋ねでございますが、先ほど答弁がありましたように、もともとここは町道の道路敷地として入手をしておったところでございますので、そこに道路工事をするということで補償をするということは、適

切でないという具合に考えたところでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番、圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案に反対をいたします。質疑の中でも明らかになったように、保健福祉センターなわエアコン増設工事と議案の説明にはありますけれども、中身は名和診療所のエアコンの増設工事です。本来診療所特別会計で見るべきものをこのように一般会計で見ることは適切な手法ではありませんので、この議案に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 136 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 136 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は 11 時 15 分といたします。休憩します。

午前 11 時 5 分休憩

----- . ----- . -----
午前 11 時 15 分再開

日程第 9 議案第 137 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 9、平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 137 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 137 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 138 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 10、議案第 138 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議員（14 番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 14 番、あの、番号を言ってください。14 番、岡田聡君。

○議員（14 番 岡田 聡君） 5 ページと 6 ページですが、一般被保険者療養給付費 9,840 万 2,000 円補正増額、それから、6 ページの負担金で一般被保険者高額療養費 3,850 万 9,000 円の増額ですが、プライバシーに関するようでしたらお答えは結構ですが、どのような病気が多くて人数が増えたとか、病名を明らかにするとなかなかちょっとプライバシーに関係してくるんで、人数とかそこらあたりでこれだけの増額になった理由を教えてほしい、いただきたい。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） 岡田議員さんの療養給付費、高額な給付費を今回補正計上させていただいている理由ということでお尋ねかと思えます。今年度 4 月から 9 月までの医療費の動向でございますが、前年の同月と比べまして毎月約 2,000 万円程度の増という状況が 6 か月続いております。9 月までの間に単純に見ましても、約 1 億 2,000 万円の前年度より多い医療費の支払いを行っている状況でございます。こういった状況を背景にいたしまして、12 月の補正を計上するにあたり、歳入の概算額、精算額といったものもはっきり数字の出ているものを反映させ、10 月末までの支払いの状況ということを考慮いたしまして、今回の補正を計上したといったような状況でございます。

先ほども申し上げましたが、4 月から 9 月までの医療費がたくさん高額かかっておる

ということの理由で今回保険給付費の増額の補正計上をいたしております。以上です。

○議員(14番 岡田 聰君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 岡田聰君。

○議員(14番 岡田 聰君) 人員等はどうでしょうか。病院にかかる人数が大幅に増えたとかそういうことはないわけでしょうか。

○住民生活課長(森田 典子君) 議長、住民生活課長。

○議長(野口 俊明君) 森田住民生活課長。

○住民生活課長(森田 典子君) この増額にあげております金額の分析といいますが、内容を見てみますと、高額な方が増えたというよりは、人数が全体的に病院にかかられる方の人数が増えたというように見ております。これまでの潜在的な病気のもとになる状況のある方が、今年に入ってから病院にかかられる方が増えておるといように見ておるところでございます。具体的な人数というのは、一人の方でいろんな病気に罹られたり、病院も何か所かといったようなこともございますので、人数的なところの数值は、把握はしておりません。以上です。

○議長(野口 俊明君) いいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第138号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第139号

○議長(野口 俊明君) 日程第11、議案第139号 平成26年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 139 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 139 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 140 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 12、議案第 140 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 140 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 140 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 141 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 13、議案第 141 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 141 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。
したがって、議案第 141 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 142 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 14、議案第 142 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 142 号を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。
したがって、議案第 142 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 143 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 15、議案第 143 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました、議案第 143 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

平成 27 年度からは普通交付税の合併算定替えが終了して、5 年間で逡減していくこ

とが決まっております。平成 17 年の合併以後、これまでも行財政改革を進めてきておりますが、今後さらに組織機構をスリム化していく必要があると考えております。これまでの管理職等プロジェクトチームでの検討結果を踏まえ、平成 27 年度におきましては、現行の組織機構について一部変更を行うことといたしました。今回の機構改革の基本的な方針といたしましては、1 点目に現在の本庁、支所の枠組みにつきましては変更をしない、2 点目には、住民サービスの低下、これを避ける、3 点目に少人数の課は統合をする、そして 4 点目に監査等などでの指摘を踏まえていく、ということで考慮いたしましたところであります。

具体的には、総合窓口課につきましては廃止し、支所にある課の中での室といたします。また、人権推進課の業務は社会教育課と税務課滞納対策室に分けることといたしまして、また、学校教育課と幼児教育課は統合いたします。これに伴い、総合窓口課、人権推進課を廃止をし、教育委員会の課の名称、これは幼児・学校教育課及び人権・社会教育課といたします。また、町民の健康増進、健康管理の増進を図り、医療費低減を図る意識を明確にするため、保健課の名称を健康対策課といたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（15 番 西山 富三郎君）議長、15 番。

○議長（野口 俊明君）15 番、西山富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君）人権推進課を廃止いたしました。人権施策に関しては教育委員会の方の人権・社会教育課で行うのですか。ご承知のように、国の方は同対審答申を示しております。地対協の意見具申もあります。それは、一般施策の中で、同和問題を行いなさいと示しています。同対審の答申、意見具申は尊重されますか。これまでの取り組みのなかで、何が進み、何が残ったかどのように把握されていますか。

○町長（森田 増範君）議長。

○議長（野口 俊明君）森田町長。

○町長（森田 増範君）同和問題、そして人権問題そうした解消に向けての取り組みを進めてきているところでございます。様々な事業を、施策を進めていくということの中でまだまだこのテーマ課題については、課題として残り、これからも進めていかなければならないという具合に考えているところであります。

○議員（15 番 西山 富三郎君）議長、15 番。

○議長（野口 俊明君）西山富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君）国の方の示したものがあるわけですね。きちっとしたものですよ。これは。すばらしいものですよ。我々は環境だけを良くしようじゃないと思っております。人間が尊重される社会づくりをしたいというのが願いですから、

国が示しております同対審の答申や、地対協の意見具申は踏まえて行うということですか。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） そのように承知をいたしております。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。
- 議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡伸夫君。
- 議員（4 番 圓岡 伸夫君） 第 1 条それから第 2 条を見てもですね、改正前に総合窓口課という名称が出てこないんですけど、これについてまずお聞きしたいと思います。それから、実際この機構改革が成し遂げられた後ですね、今の総合窓口課の所属というのはどうなるのかお聞きしたいと思います。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 条例の改正の中に総合窓口課が名前が出てこないがというご質問ですけれども、総合窓口課につきましては、条例が、設置している条例の元が違っておまして、大山町支所の設置条例という条例を作っておりますが、その下の規則の方に窓口課を規定しておりますので、今回の条例改正には出てきておりません。

同じように教育委員会につきましても課の設置につきましては、規則の方にあげておりますので、今回条例には 1 条の方には出てきておりません。ただ関係することがありますので 2 条 3 条のほうで名前が出ているというようなことでございます。

それから窓口課の業務につきましては、中山支所につきましては、地籍調査課の方で担当させていただきます。それから大山支所につきましては建設課の方で担当させていただくというふうにしております。

- 議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。
- 議長（野口 俊明君） 9 番 野口昌作君。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 今、総合窓口課のほうのことで、支所条例のほうにあるということでしたが、でしたらそのほうを削除することも考えられないと、そこでもまだ条例は生きているということになるでないかと思ったりします。

それからですね、保健課が保健対策課になるということで非常に良いことでないかと思ったりしますが、この業務につきましては保健衛生に関することということで同じ業務内容が書いてありますが、対策課ということをつけたからにはですね、ひとつ健康

対策というですか健康推進に関することというようなこともですね、1行入れてあってもいいでないかと思いますがどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 健康対策課については、私の方からお答えさせていただいて、もう一点は担当の方より述べさせていただきます。

健康対策課ということにつきましては、先ほど述べさせていただきましたけれども、保健課という名称、保健、健康を保つという捉え方のなかでいろいろなこれまでも事業を進めておりますけれども、先ほどの特別会計の方でも出させていただきますけれども、非常に医療費の額が非常に高額になってきておる。町民のみなさんに是非とも医療費の低減に向けた意識、あるいは町としてもそうした取り組みをもう一度強化していかなければならないという思いでございます。

大きな取り組みの柱としてはやはり食生活のテーマ、あるいは健診、そして健診を受けていただいた後の非常に高額医療にかかわるような予備軍の方々への指導であったり、フォローの体制、あるいは運動というテーマのなかでの広くそういった取り組みをしていただくというような柱を今一度担当の方で検証しながら、新年度に向けて町民の方々に広く取組みを進めていただく、あるいは実際にそうしたテーマのなかで活動していただいております地域の団体の方々にも協力いただきながら、広く健康増進、あるいは医療費低減に向けた取組みを進めていくというような視点で今検討しているところでございまして、ひとつその点につきましてもこれからご指導やご理解をお願い申し上げたいと思うところであります。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 総合窓口課につきましてはですね、圓岡議員さんのご質問にお答えいたしましたけれども、支所の方の条例の下に設置の規則がございますので、規則のほうで整理させていただきます。なので、条例の方には出てこないということです。

それから、健康対策課につきましては、先ほどおっしゃられたようなことを規則の方でこれも整理したいというふうに考えております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 総合窓口課の方も規則のほうで落ちるとのことですね。

これはやっぱり同じく4月1日の施行で落ちるとのことです、もう公布しておられますか。どうですか。その辺ちょっとうかがっておきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長。

○議長（野口 俊明君） まだ許可しておりません。いいですか。酒嶋総務課長。

- 総務課長（酒嶋 宏君） 規則のほうはまだ公布しておりません。
- 議員（7 番 大森 正治作君） 議長、7 番。
- 議長（野口 俊明君） 7 番、大森正治君。
- 議員（7 番 大森 正治作君） 機構改革ということは、即職員の数の減だろうというふに判断しますが、まずは課長級が減るんじゃないかなと思いますし、職員数はどうなんでしょう、その他の。その数ですね、課長の減、他の職員の減というのはどれくらいを見込んでいらっしゃるんでしょうか。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 詳細についてはまた担当の方からも述べさせていただきますけれども、平成 30 年度これを目途に職員数の数を概ねですけども 20 名程度の削減ということを考えております。これは行革の関係、委員のほうからのいろいろなご検討をいただいた、している経過のなかもふまえて考えているところであります。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 課長の数と職員数の数ということでございますが、課長の数につきましては、今後検討していただくことになると思いますのでまだはっきり何人という形は、僕の方では承知しておりません。職員数につきましては、採用の問題もございまして、トータルとしては 1 名減ぐらいの 210 ぐらいになるのではないかというふうに今思っております。
- 議員（7 番 大森 正治作君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 大森正治君。
- 議員（7 番 大森 正治作君） 課長さんについてはこれからということですが、だいたいなんか予想がつくような感じもせんでもないですが。職員は 1 名減だと、わずかなことですけども、これは新年度に限ってですよ。その次の年からもどうなのかということがあるんですが、それは見込んでいらっしゃるんですか。減らしていくとか、変わらないようにするとか。予定はどうでしょうか。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 町の方では定員管理の計画を作っておりますので、30 年度には 20 名程度減になるのではないかとということで計画をしております。それに合わせて退職と採用ですね、調整していくということになると思います。
- 議長（野口 俊明君） 他に。
- 議長（14 番 岡田 聡君） 議長、14 番。
- 議長（野口 俊明君） 14 番 岡田聡君。

○議員(14 番 岡田 聰君) この条例を見ておまして、非常に分かりにくいんですけども、例えば1ページにあるように、町長部局と教育委員会部局とは異なりますけども、全部の課を課の設置条例で網羅できないものでしょうか。非常に分かりにくいのは、中山支所の総合窓口課は第3条に出ておりますが、大山支所の方はまた別の条例ということで、非常になんか分かりにくい感じがいたします。すべて大山町内いくつ課があるのかと調べようと思えば、いろんな条例をひっくり返さな分からないという感じでございますが、どうでしょうか。

○総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。

○議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。

○総務課長(酒嶋 宏君) 分かりにくいということですけども、今回の改正で、支所の課、設置としての支所の課というのは無くなりますので、あとは教育委員会とここに出ている課という整理になると思います。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) 議長、4 番。

○議長(野口 俊明君) 圓岡伸夫君。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) この議案に反対の立場で討論をいたします。

先ほどの質疑のなかでも出て、非常に私自身分かりにくいなというふうに感じておりますけども、答弁の中で、中山支所については地籍課、大山については建設課、この両課が現在の総合窓口業務をされると、引き継がれるという説明でした。しかし、実際私が見ますに、その業務は住民生活課または総務課の管轄ではないかと思えます。どちらかに一つに絞れば、絞るべきと言われれば住民生活課の出先機関という位置づけに私はすべきだと思いますので、この議案に反対をいたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第143号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 144 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 16、議案第 144 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。 町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 144 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の改正により、被用者保険の出産育児一時金が改正されることから、大山町国民健康保険の被保険者への支給につきましても同額となるよう改正するものでございます。なお、分娩機関が加入する産科医療補償制度の掛金部分として、3万円を上限に加算する額につきましては、1万6,000円に引き下げられるため、支給総額に変更はございません。また、この条例は平成27年1月1日から施行し、施行日前の出産につきましては、なお、従前の例によることといたしているところでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番、圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この条文の中を読みますと、中ほどですけども、第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは別に定めるところによりというふうにありますけれども、この必要があると認めるとき、というのは具体的にはどういう状態を指すのか簡単に教えていただければと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○住民生活課長（森田 典子君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口 俊明君） 森田住民生活課長。

○住民生活課長（森田 典子君） お答えいたします。健康保険法の施行令第36条の規定ということでございます。具体的には加算をする額の加算措置の内容ということでございますけれども、具体的な内容といたしましては、提案理由の説明にもありましたように、産科医療保障制度の加入をしている分娩機関の費用に対する加算を行うといったことでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 144 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 144 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 発議案第 9 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 17、発議案第 9 号 生産者米価下落対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 岩井美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） はい、議長。

発議案第 9 号 生産者米価下落対策を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

平成 26 年産の生産者米価が下落したことを受け、主食である米の需給と価格の安定を図り、生産者の営農と経営を守るために、政府に対し緊急対策を求める意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書の朗読をいたします。

平成 26 年産の生産者米価は、農協の概算金でコシヒカリ 1 等級が昨年の 12,000 円（60kg）から 9,200 円に下落しており、担い手層の経営への打撃は計り知れない。農地集約や集落営農への転換はまだまだ道半ばであり、このままでは中規模農家（2～3ha 規模）の離農が進み、荒廃地が増えることとなる。政府には過剰米の処理などの米価下落対策を緊急に検討されることを強く要求する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 19 日、鳥取県大山町議会。

宛先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、農林水産大臣 西川公也様、以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番、西尾寿博君。

○議員(11番 西尾 寿博君) 今日初めてこれを見させていただきましたので、若干質問したいと思います。稲作農家が担っているものは多岐に渡っております。皆さんご存じのとおりと思いますが、台風の時の増水時の水の分散であったり、温暖化の防止であったり、景観もありますけれども、まあそれはいろいろ個人の見解でしょうし。その中でですね、中規模農家(2~3ha 規模)とありますが、そういった限定的でなくとも稲作農家の離農という、小さくても兼業でもですけども、これが増えるんじゃないかなと思います。その他にもですね、今、野菜等の転換をされている稲作農家もおられますが、転換にする場合にですね、田んぼの適性とか、あるいは新規設備の負担等があつて、なかなか実際には進んでいないということもございます。まして、もう少し稲作農家が転換をしたり、離れていくということはですね、品目によっては過剰供給によって価格の低下にもつながる不安もあります。そして今まで大きな受け皿になっておりました畜産農家もですね、TPPの動向を心配されている状態でありまして、積極的に今後受け入れがたい状況であると私は思っておりますが、そのようなこと、一切ないわけですが、もう少し大山町の実態を訴えるというようなことを文言に入れてはどうかと思うわけですが、そういった話し合いはあったでしょうか。

○経済建設常任委員長(岩井 美保子君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 経済建設常任委員長 岩井美保子君。

○経済建設常任委員長(岩井 美保子君) これは、経済建設常任委員会で、5人の皆さんと話し合いをして、今、現在の生産者米価が下落した対策を求める意見書としてこういう文書が一番ふさわしいじゃないかということに決定をいたしました。失礼しました。それでですね、今西尾議員から質問がありましたですが、それは話し合いの中ではいろいろ出ましたですけども、今回生産者米価の下落対策ということだけを取り上げまして、緊急に対策をしてほしいというのみ取り上げをさせていただいたところでございます。

○議員(11番 西尾 寿博君) 議長、11番。

○議長(野口 俊明君) 西尾寿博君。

○議員(11番 西尾 寿博君) じゃあちょっと聞きますけどね、中規模農家とありますけども、これ稲作の話をしておるわけですから、畑作も中規模農家もありますし、あるいは稲でなくても畑もありながら田んぼもあるという方もおられますんで、もう少し文言、例えば稲作農家に限定するのであれば稲作農家と書くべきでありますしね、そういったことが、問題は米価でなくて、全収入減るといふようなことだと思ふんですよ。他で収入を確保できれば、そんなに辞める方はいないと思ふんですよ。やっぱりそんなことも、いろんな底面にあるいは底にはあるといふようなことでなくってはいけないのかなと、私は私なりに思ふわけですよ。そのようなことの文言があつたらいいじゃないかと、別に反対しているわけでもないですよ。当然書かないけんと思いま

すけども、その他にも底辺の中には辞めたくても辞めれない、逆に違うことをやりたくてもやれないものが下にあったですね、大変です。もう米価しかないんですというようなことが理由づけとなって、だから米を作っていたかんと困るんですというようなことがあればもうちょっと大山町の現状が分かりやすく伝わっていくんじゃないかなと思って私はそういうことを言っておるんですが、どうでしょうか。反対しているわけじゃありません。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 岩井美保子君。

○経済建設常任委員長（岩井 美保子君） はい。それは西尾議員が言われるとおりでありまして、皆さん思っていることは同じだと思っております。それでも今回は生産者米価が本当に下落して、その対策は特に過剰米の処理などがだぶついているということの意味もありまして、緊急にこれを解決していただきたいということで、政府にお願いするものでありますので、このような文章にまとめさせていただきました。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第18～日程第23 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第18、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計6件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会基本条例調査特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 26 年第 10 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午前 11 時 59 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 大杖 正彦

署名議員 圓岡 伸夫